主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人秋吉一男、同大井勅紀の上告理由について。

原審の事実認定は挙示の証拠によつて肯認し得、かかる事実関係の下において民 法七一五条の適用ありとした原審の判断は正当である。その他原判決には何等所論 の違法はない。所論は畢竟、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実認定を非難 するか、または独自の見解に立つて原判決を非難するに帰し、採用し得ない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	;	松	田	_		郎
	裁判官		入	江	俊		郎
	裁判官		長	部	謹		吾
	裁判官	!	岩	田			誠
	裁判官		╁	隅	健	_	郎